

(平成24年12月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認奈良地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月 23 日から同年 3 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 5 月 29 日から 40 年 11 月 15 日まで

昭和 36 年 3 月から 42 年 8 月までの期間、A 社（名称変更後は、B 社）に継続して勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録が 2 か所も欠落している。

調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はB社における厚生年金保険被保険者資格を昭和38年2月23日に喪失しているところ、同年2月26日に資格喪失届が提出されているなど、事務手続上不自然な点は見られない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和37年10月1日から39年5月1日までの期間に申立事業所において資格取得している者が15人（申立人を除く。）確認できるところ、そのうち10人はB社における資格を再取得した者であり、10人のうち9人については、同社における一度目の資格を喪失した際に健康保険被保険者証を返納していることが確認でき、当該10人のうち6人は一度目の資格を喪失し再取得するまでの期間に他の事業所における被保険者記録があるものの被保険者資格は継続しておらず、他の4人は申立人と同様に被保険者資格が継続していない。

申立期間②について、申立人と業務内容が同じであった同僚は、「私も、申立期間②当時、B社に継続して勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録が無い。」と供述しており、申立人と同様に同社における被保険者記録の無い者が確認できる。

また、B社の事業主は、「申立期間①及び②当時、当社の従業員は入退社

する者が多かった。また、当社の都合により従業員に一旦退職してもらったこと、及び一時帰休してもらったことがあったかもしれない。」旨供述している。

さらに、公共職業安定所は、B社の雇用保険設置年月日は昭和41年6月1日であり、同日前の同社（A社を含む。）における申立人の雇用保険被保険者記録は確認できないと回答している上、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主は、「当社は平成6年にC事業を撤退した際、同事業に係る資料を廃棄処分した。」と供述していることから、申立期間①及び②当時の状況を確認することができない。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人はB社において3回資格を喪失し、その全てにおいて健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 45 年 9 月 29 日まで  
申立期間について、厚生年金保険の脱退手当金が支給済みとなっているが、そのような制度があることや手続方法について知らなかったため受け取ったはずがない。同僚に受給した者はいないし当時の事業主も代理請求していないと証言している。調査して脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金は資格喪失日から約2か月後の昭和45年12月14日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。